

油圧ショベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

証明書発行日 23年9月10日 様式SR-EHC-01-B

証明書発行No. 9-27 標章No. 0679938

3年間保存

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

メーカー名	北越工業	管理番号	94-283	使用者住所氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社
型式	AX30	性能		機械管理者氏名	町田宗才
製造番号	1MA-015224	アワメーター	1147 h	検査業者登録番号	第17号
検査実施場所	町田機工(株)北越営業			検査業者又は事業者住所・名称	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又吉悟
検査年月日	H23年9月9日	検査者氏名	宮里政治	責任者	

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容							
エンジン	1	★ 本体	★ a 始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	✓							
			★ b 回転の状態	アクセルの作動、回転具合	目視、操作、聴診	✓							
				アイドリング回転(min ⁻¹)、無負荷最高回転(min ⁻¹)	回転計	✓							
			★ c 排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓							
			★ d エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、触診	✓							
			★ e 締付け	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み	トルクレンチ	✓							
			★ f 弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シックネスゲージ	✓							
			★ g 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa) <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	圧縮圧力計	✓	
			1	2	3	4	5	6					
			★ h 噴射圧力	噴射圧力 (MPa) <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	ノズルテスター	✓	
			1	2	3	4	5	6					
	★ i 噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	✓									
	★ j 過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	—	✓	✓							
★ k エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形、緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓										
2	潤滑装置	★	油量、汚れ、油漏れ、エレメントの汚れ・損傷	目視	✓								
3	燃料装置	★	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、エレメントの汚れ・目詰まり	目視	✓								
4	冷却装置	★	水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、触診、スケール	✓								
5	電気装置	★	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、電流電圧計									
6	エアコンプレッサー		異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	—	—							
7													
走行装置	8	起動輪、遊動輪	き裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	✓								
	9	上部ローラー、下部ローラー	き裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	スケール、パス	✓								
	10	履帯	シューき裂・変形・摩耗、ボルト・ナット取付、リンダ・ブッシュき裂・摩耗、ピッチ長、たわみ、ピン抜け出、ゴム(欠け・老化・摩耗)	目視、スケール、探傷器	✓								
	11	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老化・摩耗)、心金脱落、たわみ	目視、スケール	—	—							
	12	履帯調整装置	作動、調整ボルト等のき裂・変形・腐食・摩耗、シリンダー油漏れ	目視、操作、探傷器	✓								
	13	走行減速機	異音、異常発熱、ケースき裂・損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診	✓								
	14				✓								
制動	15	駐車ブレーキ	効き	目視、操作	✓								
16													
作業装置	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	き裂、変形、摩耗、がた、取付、ピンシール損傷	目視、操作、ノギス、探傷器	✓								
	18	ツース	脱落、がた、摩耗	目視、触診	✓								
	19	ブレード	き裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器	✓								
	20	フック	変形、摩耗、取付(き裂)、外れ止め機能・損傷	目視、操作、ノギス	✓								
	21												
油圧装置	22	作動油タンク	油量、汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザ目詰まり、取付	目視、石けん水	✓								
	23	フィルター	汚れ、目詰まり、油漏れ	目視	✓								
	24	配管、ホース、高圧パイプ	き裂、損傷、老化、ひび割れ、油漏れ、取付		✓								
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、負荷時吐出量、吐出圧	目視、聴診、触診、	✓								
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	旋回用	目視、聴診、触診、 デスター	✓							
				走行用		✓							
	27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打こん、き裂、曲がり、擦り傷	ブーム用 アーム用 バケット用	ブレード用 スイング用	目視、操作、スケール、 タイマー	✓ ✓ ✓						

3 年 間 保 存

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容							
					良	不良								
油圧装置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓									
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音		✓									
	30	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、損傷、油漏れ	目視、聴診、触診	✓									
	31		電動式 (モーターの異常振動、異音、異常発熱)		✓									
操作	32	操作レバー	ストローク、 がた	目視、操作、スケール	✓									
	33													
安全装置・車体関係等	34	下部架台フレーム、ブラケット	き裂、変形、しゅう動部摩耗、取付	目視、スケール、探傷器	✓									
	35	旋回フレーム、ブラケット	き裂、変形、取付	目視	✓									
	36	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、 ギヤ き裂・ 摩耗 、取付、シール損傷	目視、操作、聴診、トルクレンチ	✓									
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓									
	38	旋回ロック	効き、き裂、損傷、油漏れ、ホース損傷・老化	目視、操作	✓									
	39	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形		✓									
	40	キャブ、カバー	き裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック・キー作動、ガラスの がた ・破損		✓									
	41	カウンターウエイト	取付	目視、スケール	✓									
	42	座席 (調整機構、シート、背もたれ)	座席調整、ロッグ作動、取付、シートベルト、損傷	目視、操作	✓									
	43	昇降設備、滑り止め	き裂、損傷、変形、取付	目視	✓									
	44	表示板	損傷、取付		✓									
	45	燈火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ破損、浸水	目視、操作	✓									
	46	計器類	作動	目視	✓									
	47	後写鏡、反射鏡	汚れ、損傷、写影		✓									
	48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓									
	49				✓									
総合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓									
排気装置	★ ★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	✓									
事業者等への要請	次回特定自主検査実施年月 <u>令和2年</u> <u>9</u> 月													
	<u>H24</u>													
補修等の措置内容														
照合No.	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補修実施内容										
備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。						記号	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	該当なし
								X	△	A	T	C	L	—